

## 船舶事故調査報告書

平成23年7月14日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 石川 敏 行  
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年8月21日（土） 20時46分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市鹿児島港本港区 鹿児島港本港東A防波堤南灯台から真方位085°390m付近 （概位 北緯31°35.6′ 東経130°34.6′）
事故調査の経過	平成22年8月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 旅客フェリー <sup>やくしま</sup> 屋久島丸、4,011トン 120038、新屋敷商事株式会社（A社） 119.0m×20.4m×12.4m、鋼 ディーゼル機関、9,929kW、昭和58年3月 B 小型兼用船 <sup>みさき</sup> 岬丸、5.7トン 292-39203鹿児島、個人所有 12.45m（Lr）×2.63m×0.80m、FRP ディーゼル機関、279kW、平成7年1月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 63歳 三級海技士（航海） 免許年月日 昭和44年10月31日 免状交付年月日 平成20年9月2日 免状有効期間満了日 平成26年6月28日 航海士A（三等航海士） 男性 26歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成20年3月26日 免状交付年月日 平成20年3月26日 免状有効期間満了日 平成25年3月25日 見張員A 男性 29歳 受有免状なし B 船長B 男性 47歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成7年2月2日 免許証交付日 平成22年1月26日 （平成27年2月1日まで有効）
死傷者等	なし

損傷	<p>A 左舷船尾部に擦過傷</p> <p>B 左舷船首部（ハンドレール等）に損傷</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか10人が乗り組み、旅客613人及びA社社員4人を乗せ、鹿児島港本港区南埠頭東側岸壁（以下「東側岸壁」という。）を出港し、平成22年8月21日19時10分ごろ、鹿児島港本港東A防波堤の東方沖に到着してかごしま錦江湾サマーナイト花火大会（以下「本件花火大会」という。）を見物するために漂泊した。</p> <p>A船は、機関及び船首尾のスラスターを操作しながら漂泊を続け、20時40分ごろ、本件花火大会が終了したので、東側岸壁に向けて帰航することにし、船長Aが、船橋右舷側で遠隔管制器により操舵及び船首尾のスラスターを操作し、航海士Aを機関操縦盤に就けて機関の操作に当たらせ、他の乗組員を船首尾の配置に就けた。</p> <p>本船は、鹿児島港本港東A防波堤南灯台（以下「南灯台」という。）から066°（真方位、以下同じ。）450m付近において、船首が北北西方を向いていたので、鹿児島港口の中央部に向かうため、船首スラスターを左に、船尾スラスターを右に操作し、左回頭を始めた。</p> <p>A船は、左回頭して船首を北西方から西方に向け、南に流れる潮流の影響もあって約1ノットの対地速力で左方（南方）に横移動中、船長Aが、東側岸壁の東方240m付近に錨泊していた花火打上げ用の台船が移動していないことに気付いたので、同台船が移動するのを待つこととし、関係先に電話をして同台船の移動を要請した。</p> <p>船長Aは、A船が船首を西方に向けて南方へ横移動中、船尾配置の見張員Aから船内マイクにより、漁船と接近している旨の報告があり、その後、再度、B船との接近についての報告があったが、台船の移動についての電話連絡に注意が向いていたこと、及び船内で行われていた催し物の音が騒がしかったことから、その報告を聞き漏らし、B船との接近に気付かなかった。</p> <p>船長Aは、A船とB船とが衝突したことに気付かず東側岸壁に向けて航行を始め、21時00分ごろ東側岸壁に着岸した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、旅客11人を乗せ、南灯台から080°440m付近の水深約38mのところ船首をほぼ北に向けて錨泊し、旅客に本件花火大会を見物させた。</p> <p>船長Bは、本件花火大会が終了して間もなく、B船の北方で漂泊していたA船が左回頭を始め、その後、A船の左舷船尾部がB船に接近してきたので、衝突の危険を感じ、A船の船橋左舷側と見張員Aに向けて照明灯を照射するとともに汽笛を鳴らして注意を喚起し、さらに、見張員Aに対して衝突の危険があることを伝えるとともに、A船との衝突を避けるために機関を後進として錨索を伸ばしたが、平成22年8月21日20時46分ごろ、南灯台から085°390m付近において、B船の船首部とA船の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、20時49分ごろ、携帯電話で118番通報し、B船は、自力で鹿児島港本港区の定係地に帰航した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約2.4m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.3m、潮流 弱い南流</p>

<p>その他の事項</p>	<p>鹿児島港本港区は、本件花火大会開催中の21日19時30分から20時40分の間、航泊禁止区域が設定されていたので、同区域の外側に本件花火大会を見物する大小の船舶が多数出ていた。</p> <p>A船は、18時45分ごろ南埠頭を出港し、南灯台の東北東方400～500m付近で機関及び船首に1基と船尾に2基装備されたスラスタを使用して漂泊していた。</p> <p>A船は、本事故当時、マスト灯2個、両舷灯及び船尾灯を表示し、レーダーを3海里レンジとして作動させていた。</p> <p>A船は、帰航する際、船首及び船尾部に見張員を1人ずつ配置し、船橋とは船内マイクで連絡をとっていた。</p> <p>A船の船内では、抽選会などの催し物が行われ、スピーカーからの司会者の声が船橋まで聞こえて騒がしかった。</p> <p>B船は、本事故当時、白色全周灯及び黄色回転灯を表示していた。</p> <p>B船の付近には、花火見物の小型船が数隻錨泊しており、それらの小型船は、A船に対し、汽笛の吹鳴及び照明灯の照射により注意を喚起した。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>A船は、鹿児島港本港区において、本件花火大会の見物を終えて東側岸壁に向けて帰航中、船長Aが、東側岸壁の沖で錨泊中の台船の移動についての電話連絡に注意が向き、また、船内での催し物の音が聞こえていたので、見張員AからのB船に接近している旨の報告を聞き漏らしたことから、B船に接近していることに気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、鹿児島港本港区において、本件花火大会の見物のために錨泊中、船長Bが、A船の接近に気付き、B船の存在を知らせるためにA船に対して汽笛の吹鳴及び照明灯の照射を行うとともに、見張員Aに対して衝突の危険があることを伝え、さらに、衝突を避けるために機関を後進として錨索を伸ばしたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、鹿児島港本港区において、A船が東側岸壁に向けて帰航中、B船が錨泊中、船長Aが、見張員AからのB船に接近している旨の報告を聞き漏らしたため、B船に接近していることに気付かずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船橋と船首尾配置員との間で、指示及び報告が確実に伝達される手段を講じること。</li> </ul> <p>本事故後、A船では、船首及び船尾配置の見張員にトランシーバーを使用させ、船橋との連絡を確実に行うようにした。</p>	